

九州大学外国人研究員等宿泊施設使用規則

平成16年度九大規則第65号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月30日
(令和3年度九大規則第28号)

(趣旨)

第1条 九州大学外国人研究員等宿泊施設及び伊都ゲストハウス並びに次に掲げる施設のうち外国人研究者等の宿泊の用に供する施設として区分する居室（以下「宿泊施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) ドミトリー2
- (2) 井尻国際交流会館
- (3) 伊都協奏館

(審議機関)

第2条 宿泊施設の使用に関する事項は、国際交流委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(入居資格)

第3条 宿泊施設に入居することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）において教育研究に従事する外国人研究者
- (2) 本学以外の国の教育研究施設で教育研究に従事する外国人研究者

2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設に空室がある場合は、総長が特に認めた者を入居させることができる。

(入居期間)

第4条 宿泊施設の入居期間は、1月以上1年以内とする。ただし、総長が認めるときは、1年以内に限り、入居期間を延長することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、総長が認め、かつ、宿泊施設に空室がある場合は、入居期間を1月未満とすることができる。

(入居の申請)

第5条 宿泊施設に入居を希望する者は、入居申請書を総長に提出しなければならない。

(入居の許可)

第6条 総長は、前条の入居の申請があった場合には、速やかに選考し、入居を許可するものとする。

2 前項の許可をしたときは、申請者に入居許可書を交付する。

(入居期間の延長手続)

第7条 第4条第1項ただし書の入居期間の延長の申請及び許可については、前2条の規定を準用する。

(入居許可の取消し)

第8条 総長は、入居を許可された者が正当な理由がなく所定の期日までに入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(施設使用料)

第9条 入居者は、施設使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 施設使用料の額及び徴収方法については、別に定める。
- 3 既納の施設使用料は、返還しない。

(光熱水料等)

第10条 入居者は、前条第1項の施設使用料のほか、個人の生活のために使用する電気、ガス及び水道の料金その他別に定める経費（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料等の額及び徴収方法については、別に定める。

(施設等の保全)

第11条 入居者は、宿泊施設の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を適正に

使用するとともに、その保全に努めなければならない。

(禁止事項)

第12条 入居者は、宿泊施設の施設等を使用するに当たっては、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 住居の全部又は一部を許可された者以外の者に貸与すること。
- (2) 住居に許可された者以外の者を宿泊させること。
- (3) その他施設等を許可された目的以外に使用すること。

(損害賠償等)

第13条 入居者は、その責に帰すべき事由により、宿泊施設の施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退去)

第14条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊施設を直ちに退去しなければならない。

- (1) 入居期間が満了したとき。
- (2) 入居資格を喪失したとき。
- (3) 次条第1項に規定する退去を命ぜられたとき。

(退去処分)

第15条 総長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、退去を命ずるものとする。

- (1) 第12条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 施設使用料又は光熱水料等の納付を怠り、督促しても納付しないとき。
- (3) 第13条の原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。
- (4) その他宿泊施設の管理運営上著しく支障があると認めるとき。

2 総長は、入居者に対し退去を命ずる場合は、委員会の議を経なければならない。

(事務)

第16条 次の表の左欄に掲げる宿泊施設に関する事務は、同表の右欄に掲げる担当課等において、それぞれ処理する。

宿泊施設	担当課等
井尻国際交流会	国際部国際企画課及び留学課
伊都ゲストハウス 外国人研究員等宿泊施設	国際部国際企画課
ドミトリー2 伊都協奏館	学務部学生支援課

(雑則)

第17条 宿泊施設の使用手続その他この規則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第248号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第69号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第10号)

この規則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第110号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第57号）
この規則は、平成26年9月24日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第25号）
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第82号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第112号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第106号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第47号）
この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第1号）
この規則は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第73号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第28号）
この規則は、令和3年5月1日から施行する。